

成果目標設定シート

【施設入所者の地域生活の実現】目標①

項 目	平成 32 年度末における地域生活への移行者数
国の基本指針	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 32 年度末時点で、平成 28 年度末の施設入所者の 9%以上が地域移行 ・平成 29 年度までの目標（現行計画における目標）が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を加えた割合以上を今回の目標値とすること。
現行プランの H29 目標値	21 人（H27 年度～H29 年度の累積）

設定した目標値	滋賀県の実情を踏まえ、平成 28 年度末時点の施設入所者の 2%以上が平成 32 年度末までに地域生活へ移行することを基本として、最終的には市町の数値を積み上げた総数を滋賀県の目標値として設定。
---------	---

設定の考え方（積算）	
<p>○国の指針では、H28 年度比で 9%以上が地域移行することが目標とされているが、過去の実績を踏まえ、2%以上が地域移行することを目標とする。 なお、算出方法は国の考え方をを用いることとする。</p> <p>※国の算出方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去 3 年（H25～H27）における地域移行者の年平均増加率（5.8%）から、H29～H32 における地域移行者数を算出（1.1 万人） ・H29～H32 の地域移行者数を H28 における施設入所数（13 万人）で割り地域移行率を算出（8.4%） ・小数点第 1 位を繰り上げ（9%） <p>※滋賀県版</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去 3 年（H25～H27）における地域移行者の年平均増加率（2.2%）から、H29～H32 における地域移行者数を算出（12 人） ・H29～H32 の地域移行者数を H28 における施設入所数（947 人）で割り、地域移行率を算出（1.3%） ・小数点第 1 位を繰り上げ（2%） 	

【施設入所者の地域生活の実現】目標②

項目	平成 32 年度末の施設入所者数（＝入所者の削減数）
国の基本指針	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 32 年度末時点で、平成 28 年度末の施設入所者数から 2%以上削減 ・平成 29 年度までの目標（現行計画における目標）が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を加えた割合以上を今回の目標値とすること。
現行プランの H29 目標値	932 人

設定した目標値	国の基本指針に沿った目標設定とし、平成 28 年度末時点の施設入所者数から 2%以上削減することを基本として、最終的には市町の数値を積み上げた総数を滋賀県の目標値として設定。
設定の考え方（積算）	
○過去の実績を踏まえ、国の基本指針に沿った目標設定とする。	
（過去の実績）	
<ul style="list-style-type: none"> ・滋賀県の H27 から H28 の削減率は 1.5%（961 人→947 人） ・1.5% ≒ 2.0% 	

【施設入所者の地域生活の実現】目標③

項目	平成 32 年度末の県外の福祉施設への入所者数
留意事項	【県独自項目】
現行プランの H29 目標値	一人でも多くの人の県内での生活の実現

設定した目標値	一人でも多くの人の県内での生活の実現
設定の考え方（積算）	
<ul style="list-style-type: none"> ・本県の施設入所支援の定員数が他の都道府県と比較して少なく、県外施設に入所されている方が多数いる。 ・このため、引き続き、県外入所者を増やさないこと、一人でも多くの人の県内での生活を実現することを独自の指標とする。 	

【精神障害者の地域生活の実現】目標①

項 目	平成 32 年度までに全ての圏域ごとに、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置
国の基本指針	都道府県単位で解決すべき課題にも対応できるよう、都道府県ごとに協議の場を設置することが望ましい。
現行プランの H29 目標値	新規項目

設定した目標	7 圏域全てに設置
設定の考え方（積算）	
○国の基本指針に沿った目標設定とする。	

【精神障害者の地域生活の実現】目標②

項 目	平成 32 年度末までに全ての市町ごとに、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置
国の基本指針	<ul style="list-style-type: none"> ・医療関係者としては、病院、診療所、訪問看護ステーション等において精神科医療に携わる関係者が参加することが望ましい。 ・市町単独での設置が困難な場合には、複数市町による共同設置であっても差し支えない。
現行プランの H29 目標値	新規項目

設定した目標値	19 市町全てに設置
設定の考え方（積算）	
○国の基本方針に沿った目標設定とする。	

【精神障害者の地域生活の実現】 目標③

項 目	平成 32 年度末の精神病床における 65 歳以上の 1 年以上長期入院患者数 (精神病床における 1 年以上長期入院患者数)
国の基本指針	・ $\sum A1B1 \times \alpha \times \beta + \sum A2B2 \times \gamma$ により算出 (※式における、A1、A2、B1、B2、 α 、 β 、 γ は、下記参照)
現行プランの H29 目標値	1,242 人 ※現行プランでは 65 歳以上・未満の区切りはない

設定した目標値	794 人
設定の考え方 (積算)	
○国の指針で定められている計算式により算出	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 滋賀県においては、全国で 3 番目に病床数が少なく、地域移行が進んでいることから、「精神病床における入院期間が 1 年以上である入院患者のうち継続的な入院治療を必要とする者の割合 α」は、慢性期入院患者の実態を勘案し、原則として 0.8 から 0.85 までとされており、0.85 を採用 ・ 「地域精神保健医療体制の高度化による影響値 β」は、治療抵抗性統合失調症治療薬の普及等による効果を勘案し、1 年当たりの地域精神保健医療体制の高度化による影響値として、原則として 0.95 から 0.96 までとされており、0.96 を採用 ・ 「地域精神保健医療体制の高度化による影響値 γ」は、これまでの認知症施策の実績を勘案し、1 年当たりの地域精神保健医療体制の高度化による影響値として、原則として 0.97 から 0.98 までとされており、0.98 を採用 	
(以下参考)	
<ul style="list-style-type: none"> ・ A1 精神病床における入院期間が一年以上である六十五歳以上の入院患者のうち、当該都道府県の区域に住所を有する者（認知症である者を除く。）に係る平成二十六年における性別及び年齢階級別の入院受療率 ・ A2 精神病床における入院期間が一年以上である六十五歳以上の入院患者のうち、当該都道府県の区域に住所を有する者（認知症である者に限る。）に係る平成二十六年における性別及び年齢階級別の入院受療率 ・ B1 都道府県の区域における、平成三十二年における六十五歳以上の性別及び年齢階級別の推計人口 ・ B2 都道府県の区域における、平成三十二年における六十五歳未満の性別及び年齢階級別の推計人口 ・ α 精神病床における入院期間が一年以上である入院患者のうち継続的な入院治療を必要とする者の割合として、原則として 0・八〇から 0・八五までの間で都道府県知事が定める値 ・ β 一年当たりの治療抵抗性統合失調症治療薬の普及等による効果を勘案した地域精神保健医療体制の高度化による影響値として、原則として 0・九五から 0・九六までの間で都道府県知事が定める値を三乗した値を、調整係数 0・九五で除した数 ・ γ 一年当たりのこれまでの認知症施策の実績を勘案した地域精神保健医療体制の高度化による影響値として、原則として 0・九七から 0・九八までの間で都道府県知事が定める値を三乗した値 	

【精神障害者の地域生活の実現】 目標④

項 目	平成 32 年度末の精神病床における 65 歳未満の 1 年以上長期入院患者数 (精神病床における 1 年以上長期入院患者数)
国の基本指針	・ $\Sigma C1B2 \times \alpha \times \beta + \Sigma C2B2 \times \gamma$ により算出 (※式における、 $B2$ 、 $C1$ 、 $C2$ 、 α 、 β 、 γ は、下記参照)
現行プランの H29 目標値	1,242 人 ※現行プランでは 65 歳以上・未満の区切りはない

設定した目標値	349 人
設定の考え方 (積算)	
<p>○国の指針で定められている計算式により算出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滋賀県においては、全国で 3 番目に病床数が少なく、地域移行が進んでいることから、「精神病床における入院期間が 1 年以上である入院患者のうち継続的な入院治療を必要とする者の割合 α」は、慢性期入院患者の実態を勘案し、原則として 0.8 から 0.85 までとされており、0.85 を採用 ・「地域精神保健医療体制の高度化による影響値 β」は、治療抵抗性統合失調症治療薬の普及等による効果を勘案し、1 年当たりの地域精神保健医療体制の高度化による影響値として、原則として 0.95 から 0.96 までとされており、0.96 を採用 ・「地域精神保健医療体制の高度化による影響値 γ」は、これまでの認知症施策の実績を勘案し、1 年当たりの地域精神保健医療体制の高度化による影響値として、原則として 0.97 から 0.98 までとされており、0.98 を採用 <p>(以下参考)</p> <p>$B2$ 当該都道府県の区域における、平成三十二年における六十五歳未満の性別及び年齢階級別の推計人口</p> <p>$C1$ 精神病床における入院期間が一年以上である六十五歳未満の入院患者のうち、当該都道府県の区域に住所を有する者(認知症である者を除く。)に係る平成二十六年における性別及び年齢階級別の入院受療率</p> <p>$C2$ 精神病床における入院期間が一年以上である六十五歳未満の入院患者のうち、当該都道府県の区域に住所を有する者(認知症である者に限る。)に係る平成二十六年における性別及び年齢階級別の入院受療率</p> <p>α 精神病床における入院期間が一年以上である入院患者のうち継続的な入院治療を必要とする者の割合として、原則として 0.80 から 0.85 までの間で都道府県知事が定める値</p> <p>β 一年当たりの治療抵抗性統合失調症治療薬の普及等による効果を勘案した地域精神保健医療体制の高度化による影響値として、原則として 0.95 から 0.96 までの間で都道府県知事が定める値を三乗した値を、調整係数 0.95 で除した数</p> <p>γ 一年当たりのこれまでの認知症施策の実績を勘案した地域精神保健医療体制の高度化による影響値として、原則として 0.97 から 0.98 までの間で都道府県知事が定める値を三乗した値</p>	

【精神障害者の地域生活の実現】目標⑤

項 目	平成 32 年度における入院後 3 か月時点の退院率 (精神病床における早期退院率)
国の基本指針	69%以上
現行プランの H29 目標値	64%以上

設定した目標値	69%以上
設定の考え方(積算)	
<p>○過去の実績を踏まえ、国の基本方針に沿った目標設定とする。</p> <p>(過去の実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年 6 月時点の退院率が 66.4% 	

【精神障害者の地域生活の実現】目標⑥

項 目	平成 32 年度における入院後 6 か月時点の退院率 (精神病床における早期退院率)
国の基本指針	84%以上
現行プランの H29 目標値	新規項目

設定した目標値	84%以上
設定の考え方(積算)	
○国の基本方針に沿った目標設定とする。	

【精神障害者の地域生活の実現】目標⑦

項 目	平成 32 年度における入院後 1 年時点の退院率 (精神病床における早期退院率)
国の基本指針	90%以上
現行プランの H29 目標値	91%以上

設定した目標値	90%以上
設定の考え方(積算)	
○過去の実績を踏まえ、国の基本方針に沿った目標設定とする。	
(過去の実績等)	
・現行プランの目標値は 91%以上であるが、過去の実績(平成 27 年 6 月時点の退院率が 81.1%)を踏まえ、国の基本方針に沿った目標設定とする。	

【地域全体で支える仕組みづくり】目標①

項 目	平成 32 年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも 1 つ整備 (地域生活支援拠点等の整備)
国の基本指針	地域生活支援拠点については、国においてモデル事業の実施が予定されている。 こうした事業を通じて地域生活支援拠点のイメージが具体的になる中で、市町の 検討状況も踏まえながら、然るべき段階で計画を見直し目標値を設定する。
現行プランの H29 目標値	各市町または各圏域に少なくとも 1 つ

設定した目標値	各市町または各圏域に少なくとも 1 つ
設定の考え方 (積算)	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域生活支援拠点等の整備促進について、平成 29 年 7 月 7 日付けで厚生労働省障害福祉課長より通知が発出されたが、具体的な指定については最終的に市町村が判断することとされている。 ・ また、この通知の中で、「協議会等の合意をもって、拠点等の整備がなされたと判断することも考えられる」とされている。 ・ このため、市または圏域ごとに設置されている障害者自立支援協議会において地域生活支援拠点等の整備を判断することを想定し、目標値を各市町または各圏域に少なくとも 1 つとした。 	

【就労支援】目標①

項 目	福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、平成 32 年度中に一般就労に移行する者
国の基本指針	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年度の一般就労への移行実績の 1.5 倍以上とする ・平成 29 年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を加えた割合以上を目標値とすること
現行プランの H29 目標値	144 人

設定した目標値	203 人
設定の考え方（積算）	
<p>○国の基本指針に沿った目標設定とする。</p> <p>（参考）</p> <p>・ H28 一般就労への移行実績 135 人 × 1.5 倍 = 202.5 人 ≒ 203 人</p>	

【就労支援】目標②

項 目	平成 32 年度末における就労移行支援事業の利用者数
国の基本指針	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年度末における利用者数の 2 割以上増加 ・平成 29 年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を加えた割合以上を目標値とすること
現行プランの H29 目標値	388 人

設定した目標値	361 人（約 4 割増）
設定の考え方（積算）	
<p>○国の指針では、H28 年度比で 2 割以上の増加であるが、過去の実績を踏まえ、約 4 割増を目標とする。</p> <p>（参考）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年～平成 27 年における滋賀県の就労移行支援事業利用者の伸び率（約 9%）を基に算出。 <p style="text-align: center;">H24:191 H25:199 H26:190 人 H27:247 平均伸び率 109.8% ≒ 約 9%</p> <p style="text-align: center;">H28 H29 H30 H31 H32</p> <p style="text-align: center;">257 人×1.09 280 人×1.09 305 人×1.09 332 人×1.09 ≒361 人</p> <p>（※各年度における小数点以下は切り捨てとする。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(361 人－257 人) / 257 人 = 40.5%（小数点第二位、四捨五入） 	

【就労支援】目標③

項 目	就労移行支援事業所ごとの就労移行率
国の基本指針	就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上
現行プランの H29 目標値	就労移行率 3 割以上の事業所を全体の 50%以上

設定した目標値	就労移行率 3 割以上の事業所を全体の 4 割以上																				
設定の考え方（積算）																					
<p>○国の指針では、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることが目標とされているが、過去の実績を踏まえ、4 割以上を目標とする。 なお、算出方法は国の考え方に準じることとする。</p> <p>※国の算出方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 25～27 年度における、移行率が 30%以上である事業所割合の対前年度増加数の平均値（約 2.4%）を平成 32 年度まで積み上げる。 <p>※H27 実績 37.6%→+2.4% （省略） →H32 : 49.6%</p> <p>※滋賀県版</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の平成 25～27 年度における、移行率が 30%以上である事業所割合の対前年度増加数の平均約 2.4%を用い、滋賀県の平成 28 年度実績から平成 32 年度まで積み上げる。 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">H28</td> <td></td> <td style="text-align: center;">H29</td> <td></td> <td style="text-align: center;">H30</td> <td></td> <td style="text-align: center;">H31</td> <td></td> <td style="text-align: center;">H32</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">29.7%</td> <td style="text-align: center;">+2.4</td> <td style="text-align: center;">32.1</td> <td style="text-align: center;">+2.4</td> <td style="text-align: center;">34.5</td> <td style="text-align: center;">+2.4</td> <td style="text-align: center;">36.9</td> <td style="text-align: center;">+2.4</td> <td style="text-align: center;">39.3</td> <td style="text-align: center;">≒ 40%</td> </tr> </table>		H28		H29		H30		H31		H32		29.7%	+2.4	32.1	+2.4	34.5	+2.4	36.9	+2.4	39.3	≒ 40%
H28		H29		H30		H31		H32													
29.7%	+2.4	32.1	+2.4	34.5	+2.4	36.9	+2.4	39.3	≒ 40%												

【就労支援】目標④

項 目	就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率
国の基本指針	就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率を 8 割以上
現行プランの H29 目標値	新規項目

設定した目標値	8 割																																					
設定の考え方（積算）																																						
<p>○過去の実績を踏まえ、国の基本指針に沿った目標設定とする。</p> <p>※国の算出方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国の障害者就業・生活支援センターによる就職者における 1 年後に定着率が、H26 年度：75.5%、H27 年度：76.5%となっていることから、国では 8 割を目標としている。 <p>※滋賀県版</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滋賀県の障害者就業・生活支援センターによる就職者における 1 年後に定着率は、H26 年度：76.3%、H27 年度：78.1%となっている。 <p>（以下参考）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">H26</th> <th style="text-align: center;">H27</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大津</td> <td style="text-align: center;">91.0%</td> <td style="text-align: center;">80.6%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>湖北</td> <td style="text-align: center;">87.2%</td> <td style="text-align: center;">80.0%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>湖東</td> <td style="text-align: center;">64.2%</td> <td style="text-align: center;">68.7%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東近江</td> <td style="text-align: center;">82.0%</td> <td style="text-align: center;">78.0%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>甲賀</td> <td style="text-align: center;">90.2%</td> <td style="text-align: center;">96.2%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>湖南</td> <td style="text-align: center;">70.7%</td> <td style="text-align: center;">76.4%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>湖西</td> <td style="text-align: center;">48.6%</td> <td style="text-align: center;">66.7%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平均</td> <td style="text-align: center;">76.3%</td> <td style="text-align: center;">78.1%</td> <td style="text-align: right;">（小数点第二位、四捨五入）</td> </tr> </tbody> </table>				H26	H27		大津	91.0%	80.6%		湖北	87.2%	80.0%		湖東	64.2%	68.7%		東近江	82.0%	78.0%		甲賀	90.2%	96.2%		湖南	70.7%	76.4%		湖西	48.6%	66.7%		平均	76.3%	78.1%	（小数点第二位、四捨五入）
	H26	H27																																				
大津	91.0%	80.6%																																				
湖北	87.2%	80.0%																																				
湖東	64.2%	68.7%																																				
東近江	82.0%	78.0%																																				
甲賀	90.2%	96.2%																																				
湖南	70.7%	76.4%																																				
湖西	48.6%	66.7%																																				
平均	76.3%	78.1%	（小数点第二位、四捨五入）																																			

【就労支援】目標⑤

項 目	就労移行支援事業所の移行実績
留意事項等	【県独自指標】
現行プランの H29 目標値	全就労移行支援事業所の移行率を 20%以上

設定した目標値	全移行支援事業所のうち移行実績ゼロの事業所をゼロに
設定の考え方（積算）	
<ul style="list-style-type: none"> ・現在の県独自目標では、全就労移行支援事業所の移行率を 20%以上として設定し、平成 28 年度実績では 22.7%と目標を達成しているが、全国でもおよそ 3 割の事業所が移行実績ゼロ、滋賀県でも平成 28 年度実績では 37.8%が移行実績ゼロである。そのため、滋賀県では、就労移行支援事業所全体の底上げを図ることを目的に、就労移行実績がゼロの事業所をゼロにすることを目標とする。 	

【障害児支援の提供体制整備】目標①

項目	重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置
国の基本指針	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、平成 32 年度末までに、児童発達支援センターを各市町に少なくとも 1 カ所以上設置する ・市町単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない
現行プランの H29 目標値	新規項目

設定した目標値	児童発達支援センターを各市町に少なくとも 1 カ所以上設置
設定の考え方（積算）	
○国の基本指針に沿った目標設定とする。	

【障害児支援の提供体制整備】目標②

項目	保育所等訪問支援を利用できる体制の構築
国の基本指針	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児の地域社会への参加、包容（インクルージョン）を推進するため、各市町または各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、平成 32 年度末までに、全ての市町において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する
現行プランの H29 目標値	新規項目

設定した目標値	基本指針と同じ
設定の考え方（積算）	
○国の基本指針に沿った目標設定とする。	

【障害児支援の提供体制整備】目標③

項目	重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保
国の基本指針	<ul style="list-style-type: none"> ・重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、平成 32 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を各市町に少なくとも 1 カ所以上確保する ・市町単独での確保が困難な場合には圏域での確保であっても差し支えない
現行プランの H29 目標値	新規項目

設定した目標値	重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を各市町に少なくとも 1 カ所以上確保する
設定の考え方（積算）	
<p>○国の基本指針に沿った目標を基本とするが、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所または放課後等デイサービス事業所であることまでは求めない。</p>	

【障害児支援の提供体制整備】目標④

項目	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置
国の基本指針	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成 30 年度末までに、各都道府県、各圏域、各市町において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けること ・市町単独での確保が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない
現行プランの H29 目標値	新規項目

設定した目標値	県全体で設置および各市町または各圏域に少なくとも一つ設置
設定の考え方（積算）	
<p>○国の基本指針に沿った目標設定とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県全体では、障害者自立支援協議会内に協議の場を既に設置しており、各市町または各圏域においても既存の障害者自立支援協議会の枠組を活用することを想定している。 	

